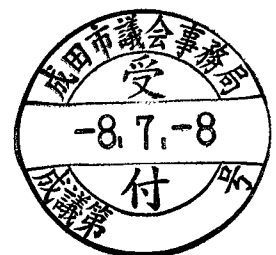


令和8年7月8日

成田市議会政治倫理審査会
委員長 宇都宮 高明 様

令和8年5月7日付で提出した審査請求について、別添の通り、意見陳述書を提出しますので、第4回政治倫理審査会において、お取りはからいしていただきますようお願いいたします。

審査請求者（代表者）	議員氏名	石渡 孝春
	議員氏名	鵜澤 治
	議員氏名	伊藤 竹夫
	議員氏名	眞野 義行
	議員氏名	飯嶋 重一
	議員氏名	別府 弘隆
	議員氏名	小泉 英樹
	議員氏名	中島 達也



成田市議会政治倫理審査会提出

意見陳述書

審査請求者（代表者）	議員氏名	石渡 孝春
	議員氏名	鵜澤 治
	議員氏名	伊藤 竹夫
	議員氏名	眞野 義行
	議員氏名	飯嶋 重一
	議員氏名	別府 弘隆
	議員氏名	小泉 英樹
	議員氏名	中島 達也

令和 8 年 7 月 8 日

1 はじめに

令和8年7月6日に第3回政治倫理審査会が開催されました。上田信博議員、鬼澤雅弘議員が審査会にて説明の場があるにもかかわらず、書面通知のみの対応で成田市議会及び市民の皆様への説明が十分にされていなかったことが残念であるというのが、率直な気持ちであります。次回の政治倫理審査会において、しっかりと出席し、対面による質疑に真摯に対応をしていただくことを強く思っております。

さて、2名の陳述では、請求人が条例違反を立証しなければならないとの前提で論旨が展開されています。しかし、我々請求者は、政治倫理審査会は刑事裁判や民事訴訟のように違法性や法的責任を判断する機関ではないと考えています。我々請求者側が政治倫理審査会において、審査をお願いしたい趣旨とは論理が違うため、以下3点において意見を述べさせていただきます。

2 政治倫理審査会の位置づけについて

第3回政治倫理審査会での上田市議の意見陳述書では、政治倫理審査会（以下「審査会」という。）への審査請求において、請求者が疑惑の存在について立証責任を負うとの前提で立論されています。

しかしながら、成田市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）6条は、「議員の選挙権を有する者（地方自治法第74条第5項に規定する選挙権を有する者をいう。以下同じ。）又は議員は、議員が前3条の規定（以下「政治倫理基準等」という。）に違反する疑いがあると認めるときは、議員の選挙権を有する者にあつてはその総数の50分の1以上の、議員にあつては議員の総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者（以下「審査請求者」という。）から議長に対し、当該政治倫理基準等に違反する疑いがあることを証する書類を添えて、審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。」と規定しているのであり、審査請求者は、あくまでも、対象議員について倫理基準等に違反する疑いがあることを証する書類を添えること、つまり、審査請求の適否を判断する上で必要な疎明が求められているにとどまるのであって、上田市議が主張するように、「立証責任」を負うものではありません。

今般の請求に当たっては、審査請求者は、上田市議らの疑惑を報じた新聞記事等を添えているのであって、審査会は、その審査請求が議会運営委員会及び議長によって適当と認められたことによって設置されたものです。したがって、審査請求者による審査請求としては、十分に要件を満たしているといえることができます。

その上で、実際に、対象議員において政治倫理基準等に違反する行為が認められるか

否かは、対象議員から審査会に提出される資料及び意見等に基づいて審査会が審査するということになるのであって、審査請求者が立証責任を負うとする上田市議の意見は審査会の建付けが誤っていると考えております。

3 対象行為の特定について

上田市議の意見陳述書では、政治倫理基準等に違反する行為（以下「対象行為」という。）の特定が求められている指摘については、上田市議の行為についてみると、開発事業者と密接な関係があるとされ、開発事業者と成田市及びN A Aとの面談時にも同席した際に、成田市及びN A Aに対し、開発事業者の利益を図る内容の口利き行為が存在した疑いがある旨の報道がされ、さらに、そのような関係の中で、開発事業者と上田市議関係者との間で、巨額の取引がなされている旨の報道がされています。

また、鬼澤市議の行為についてみると、同市議が役員を務める警備会社が、開発事業者が進める造成工事現場に警備員を配置する契約を締結して数千万円の支払を受けている旨の報道がされています。同警備会社については、市議が行ったヒアリングに対し、元役員が会社設立の経緯として、当初から開発事業者から受注することを予定していた旨を説明しているほか、元役員の帳簿閲覧請求に対して鬼澤市議が応じないなど、不透明な状況にあります。

もとより、審査請求者としても、マスコミ報道が真実であると決めつけているものではないですが、具体的な事実関係を摘示した上で、開発事業者と不適切な関係や不適切な取引があったと報道されている事実は重く、上田市議及び鬼澤市議は、その事実関係について、自ら市議会において説明する責任があるのが、請求者側の考え方であります。

このような疑惑が取り沙汰されながら、市議会において十分な説明がなされず、成田市のみならず全国的に重大な関心事となっている「みんなで大家さん」問題について、市議会として十分な議論がされていない状態は、市民の信頼を大きく損ないかねないものであり、そのような事態を招いた上田市議及び鬼澤市議の行為は、条例3条1号に掲げる「議会及び議員の名誉及び品位を損なう行為」、「疑惑を持たれるおそれのある行為」に該当するものと言えると思います。

なお、上田市議らは、定例会及び成田市議会報告会にマスメディアが取材に押しかけるに至っていることは、上田市議らの行為ではないから審査請求の根拠となるものではないと主張しています。もとより、審査請求も、マスメディアの行為自体を請求の根拠となる行為としてとらえているはずがなく、その趣旨は、上田市議らの上記一連の行動が、社会的な反響を生じさせ、疑惑を招いていることの現れとして掲げたものですので、上田市議の主張は的外れとしか言いようがありません。

また、上田市議らが、マスコミの取材に対し、議会の対応に関して事実と異なる返答をしたことによって、市議会として訂正の申入れをせざるを得ない事態を生じさせたことも、条例３条１号に掲げる「議会及び議員の名誉及び品位を損なう行為」、「疑惑を持たれるおそれのある行為」に該当するものと考えられます。

もちろん、市議であっても、私人としての商取引を行うことができるのは言うまでもありませんが、本件では、単なる商取引を超えた不透明な関係に基づいて、上田市議関係者らが、開発事業者から著しく巨額の利益供与を受けているのではないかという疑惑が生じているのであって、私人としての適正な商取引であるとの主張をされるのであれば、審査会において、その根拠も含めて説明し、疑惑を払しょくする必要があるものと思われる。

4 今後の審査会に求めることについて

上田信博議員、鬼澤雅弘議員から提出された陳述書は、その多くが請求手続や条例解釈に関する主張であり、市民が抱く疑問に対する具体的な事実説明とは必ずしもいえません。本審査会におかれましては、条例の趣旨に基づき、具体的事実に応じた説明が十分になされたかという観点から審査していただきたいと思います。

本審査会が市民の信頼に応えるためには、手続や条例解釈の当否のみならず、市民が抱いた疑念に対し、対象議員から具体的かつ誠実な説明がなされたかという観点から、実質的な審査が行われることが重要であります。

請求人としては、本審査会が条例の趣旨に基づき、公平かつ中立の立場から十分な審査を尽くされ、その判断が市民の議会に対する信頼の回復につながるものとなることを心から期待するものであります。

最後に本件審査が、条例の趣旨に基づく、公平、公正な判断をしていただくことを求め、請求者８名の連名による意見陳述といたします。